

令和7年第7回神栖市教育委員会定例会議事録

1 招集日時 令和7年7月24日（木曜日）午後3時00分

2 招集場所 神栖市役所4階 第二委員会室

3 出席者 教育長 木之内 英一
教育委員 本間 敏夫
教育委員 井上 剛
教育委員 井口 久恵
教育委員 鈴木 伸洋

4 欠席委員 なし

5 教育長、教育委員以外の出席者
(事務局)

教育部長	新井 崇人	次長	保立 純子
教育総務課長	野中 庸治	学務課長	山本 勝
教育指導課長	浅沼 博	波崎教育事務所長	佐藤 美由紀
文化スポーツ課長補佐	大竹 一徳	歴史民俗資料館長	中平 幸江
中央公民館長	高橋 優子	矢田部公民館長	渡邊 丈夫
中央図書館長	飯村 英一	うずも図書館長	石橋 富美代
第一学校給食共同調理場長	海老 一弥		

教育総務課長補佐	瀬尾 昌代
教育総務課係長	沼田 葵
教育総務課係長	間渕 華子

6 案 件

- 日程第 1 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名
- 日程第 2 議案第 5 8 号 令和 8 年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について
- 日程第 3 議案第 5 9 号 神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）について
- 日程第 4 議案第 6 0 号 教育財産の取得の申出について
令和 2 年度小学校教師用指導書等（その 1）
- 日程第 5 議案第 6 1 号 教育財産の取得の申出について
令和 2 年度小学校教師用指導書等（その 2）
- 日程第 6 議案第 6 2 号 教育財産の取得の申出について
令和 2 年度小学校教師用指導書等（その 3）
- 日程第 7 議案第 6 3 号 教育財産の取得の申出について
令和 3 年度小学校指導者用デジタル教科書（その 1）
- 日程第 8 議案第 6 4 号 教育財産の取得の申出について
令和 3 年度小学校指導者用デジタル教科書（その 2）
- 日程第 9 議案第 6 5 号 教育財産の取得の申出について
令和 3 年度小学校指導者用デジタル教科書（その 3）
- 日程第 1 0 議案第 6 6 号 教育財産の取得の申出について
令和 6 年度小学校教師用指導書等（その 1）
- 日程第 1 1 議案第 6 7 号 教育財産の取得の申出について
令和 6 年度小学校教師用指導書等（その 2）

- 日程第 1 2 議案第 6 8 号 教育財産の取得の申出について
令和 6 年度小学校教師用指導書等（その 3）
- 日程第 1 3 議案第 6 9 号 教育財産の取得の申出について
平成 2 8 年度中学校教師用指導書等
- 日程第 1 4 議案第 7 0 号 教育財産の取得の申出について
平成 2 8 年度中学校教師用指導書等
- 日程第 1 5 議案第 7 1 号 教育財産の取得の申出について
令和 3 年度中学校教師用指導書等（その 1）
- 日程第 1 6 議案第 7 2 号 教育財産の取得の申出について
令和 3 年度中学校教師用指導書等（その 2）
- 日程第 1 7 議案第 7 3 号 教育財産の取得の申出について
令和 3 年度中学校教師用指導書等（その 3）
- 日程第 1 8 議案第 7 4 号 教育財産の取得の申出について
令和 7 年度中学校教師用指導書等（その 1）
- 日程第 1 9 議案第 7 5 号 教育財産の取得の申出について
令和 7 年度中学校教師用指導書等（その 2）
- 日程第 2 0 議案第 7 6 号 教育財産の取得の申出について
令和 7 年度中学校教師用指導書等（その 3）
- 日程第 2 1 議案第 7 7 号 教育財産の取得の申出について
平成 2 8 年度校務用コンピュータ等
- 日程第 2 2 議案第 7 8 号 教育財産の取得の申出について
平成 2 9 年度校務用コンピュータ等

- 日程第 2 3 議案第 7 9 号 教育財産の取得の申出について
平成 3 0 年度校務用コンピュータ等
- 日程第 2 4 議案第 8 0 号 教育財産の取得の申出について
平成 3 0 年度図書室用コンピュータ等
- 日程第 2 5 議案第 8 1 号 教育財産の取得の申出について
令和元年度校務用コンピュータ等
- 日程第 2 6 議案第 8 2 号 教育財産の取得の申出について
令和元年度大型提示装置
- 日程第 2 7 議案第 8 3 号 教育財産の取得の申出について
令和 2 年度校務用コンピュータ等
- 日程第 2 8 議案第 8 4 号 教育財産の取得の申出について
令和 2 年度教育用大型提示装置
- 日程第 2 9 議案第 8 5 号 教育財産の取得の申出について
令和 2 年度教育用大型提示装置（その 2）
- 日程第 3 0 議案第 8 6 号 教育財産の取得の申出について
令和 2 年度教育用大型提示装置用ワイヤレスアダプタ
- 日程第 3 1 議案第 8 7 号 教育財産の取得の申出について
令和 3 年度校務用コンピュータ等
- 日程第 3 2 議案第 8 8 号 教育財産の取得の申出について
令和 3 年度教育用大型提示装置
- 日程第 3 3 議案第 8 9 号 教育財産の取得の申出について
令和 4 年度校務用コンピュータ等

- 日程第 3 4 議案第 9 0 号 教育財産の取得の申出について
令和 5 年度校務用コンピュータ等
- 日程第 3 5 議案第 9 1 号 教育財産の取得の申出について
令和 6 年度校務用コンピュータ等
- 日程第 3 6 議案第 9 2 号 教育財産の取得の申出について
平成 3 0 年度（仮称）神栖市立認定こども園どあい備品
- 日程第 3 7 議案第 9 3 号 教育財産の取得の申出について
令和 2 年度学校庁用備品
- 日程第 3 8 議案第 9 4 号 教育財産の取得の申出について
令和 2 年度学校理科算数数学備品
- 日程第 3 9 議案第 9 5 号 教育財産の取得の申出について
令和 2 年度避難所及び教育施設用サーマルカメラ
- 日程第 4 0 議案第 9 6 号 教育財産の取得の申出について
角形二重食缶及び急速冷結庫
- 日程第 4 1 議案第 9 7 号 教育財産の取得の申出について
コンテナ消毒装置用専用コンテナ
- 日程第 4 2 議案第 9 8 号 教育財産の取得の申出について
神栖市教育センター庁用備品
- 日程第 4 3 議案第 9 9 号 教育財産の取得の申出について
文化センター舞台照明設備一式
- 日程第 4 4 議案第 1 0 0 号 教育財産の取得の申出について
文化センター舞台用スポットライト一式

- 日程第 4 5 議案第 1 0 1 号 教育財産の取得の申出について
いきいき茨城ゆめ国体テニス競技用具一式
- 日程第 4 6 議案第 1 0 2 号 教育財産の取得の申出について
かみす防災アリーナ展示用防災パネル一式
- 日程第 4 7 議案第 1 0 3 号 教育財産の取得の申出について
はさきマリンプール物品（プール関連物品一式）
- 日程第 4 8 議案第 1 0 4 号 教育財産の取得の申出について
はさきマリンプール物品（什器類一式）
- 日程第 4 9 議案第 1 0 5 号 教育財産の取得の申出について
はさきマリンプール物品（発券機）
- 日程第 5 0 議案第 1 0 6 号 教育財産の取得の申出について
矢田部公民館図書室ユニットカウンター外
- 日程第 5 1 諸般の報告

7 議事の概要 開 会 午後 3 時 0 0 分
 閉 会 午後 4 時 5 5 分

- (1) 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名
 会議録署名委員 井上委員
 会議録作成書記 教育総務課長補佐 瀬尾

(2) 議 事

教育長 令和7年第7回神栖市教育委員会定例会の開会を宣言する。

教育長 本日の日程において、日程第3 議案第59号については、人事に関する案件であるため、神栖市教育委員会会議規則第12条に基づき、会議を公開しないことについて賛成委員の挙手を求める。

(出席委員 全員挙手)

教育長 出席委員全員賛成のため、日程第3 議案第59号については会議を公開しないことと決定する。

教育長 日程第1 会議録署名委員に井上委員、会議録作成書記に瀬尾教育総務課長補佐を指名する。

教育長 日程第2 議案第58号 令和8年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育指導課長 議案第58号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第58号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第58号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第58号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第３ 議案第５９号 神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 議案第５９号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第４ 議案第６０号ないし日程第５０ 議案第１０６号教育財産の取得の申出については、追認の関連議案となるため、一括して議題とすることについて賛成委員の挙手を求める。

（出席委員 全員挙手）

教育長 出席委員全員賛成のため、日程第４ 議案第６０号ないし日程第５０ 議案第１０６号教育財産の取得の申出についてを一括して議題とすることと決定する。

教育長 日程第４ 議案第６０号ないし日程第５０ 議案第１０６号教育財産の取得の申出についてを一括して議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

学務課長 議案第６０号ないし議案第７６号について、一括して、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第６０号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第６０号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第６０号については、原案のとおり可決されたことを宣言

する。

教育長 議案第61号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第61号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第61号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第62号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第62号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第62号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第63号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第63号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第63号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第64号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 6 4 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 6 4 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 6 5 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 6 5 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 6 5 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 6 6 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 6 6 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 6 6 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 6 7 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 6 7 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 67 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 68 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 68 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 68 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 69 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 69 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 69 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 70 号について、質疑を求める。

教育委員 議案第 69 号、第 70 号で平成 28 年度に中学校教師用指導書等を全部で 6 校で購入しているが、残る 2 校では購入していないという解釈でよろしいか。

学務課長 平成 28 年度は、残る 2 校でも購入しているが、取得金額が 30

0 万未満であったため、議案として上程しなかった旨説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 70 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 70 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 71 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 71 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 71 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 72 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 72 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 72 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 73 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 73 号について、原案の

とおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 7 3 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 7 4 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 7 4 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 7 4 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 7 5 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 7 5 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 7 5 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 7 6 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 7 6 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 76 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

学務課長 議案第 77 号ないし議案第 91 号について、一括して、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第 77 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 77 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 77 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 78 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 78 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 78 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 79 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 79 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 79 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 80 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 80 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 80 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 81 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 81 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 81 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 82 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 82 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 82 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 8 3 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 8 3 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 8 3 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 8 4 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 8 4 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 8 4 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 8 5 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 8 5 号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 8 5 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 8 6 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第８６号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第８６号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第８７号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第８７号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第８７号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第８８号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第８８号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第８８号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第８９号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第８９号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 89 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 90 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 90 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 90 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 91 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 91 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 91 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

学務課長 議案第 92 号ないし議案第 95 号について、一括して、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第 92 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 92 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 9 2 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 9 3 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 9 3 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 9 3 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 9 4 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 9 4 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 9 4 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 9 5 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 9 5 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 9 5 号については、原案のとおり可決されたことを宣言

する。

第一学校給食
共同調理場長

議案第９６号及び議案第９７号について、一括して、提案理由、内容を説明する。

教育長

議案第９６号について、質疑を求める。

教育長

質疑がないため、質疑を終結し、議案第９６号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長

議案第９６号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長

議案第９７号について、質疑を求める。

教育長

質疑がないため、質疑を終結し、議案第９７号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長

議案第９７号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育指導課長

議案第９８号について、提案理由、内容を説明する。

教育長

議案第９８号について、質疑を求める。

教育長

質疑がないため、質疑を終結し、議案第９８号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 98 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

文化スポーツ
課長補佐 議案第 99 号及び議案第 100 号について、一括して、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第 99 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 99 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 99 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第 100 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 100 号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第 100 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

文化スポーツ
課長補佐 議案第 101 号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第 101 号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第 101 号について、原案

のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第１０１号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

文化スポーツ
課長補佐 議案第１０２号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第１０２号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第１０２号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第１０２号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

文化スポーツ
課長補佐 議案第１０３号ないし議案第１０５号について、一括して、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第１０３号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第１０３号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第１０３号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第１０４号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第１０４号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第１０４号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 議案第１０５号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第１０５号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第１０５号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

矢田部公民館長 議案第１０６号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第１０６号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第１０６号について、原案のとおり可決することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長 議案第１０６号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第4 諸般の報告について、事務局より報告事項について説明を求める。

教育総務課長 7月の教育委員会行事予定について報告する。

教育長 質疑がないため、諸般の報告を終了する。

教育長 本日の日程についてすべて終了したことを宣言する。
次回の令和7年第8回教育委員会定例会は、8月27日（水曜日）午後4時00分から、神栖市役所5階 501会議室において開催する旨を伝え、令和7年第7回神栖市教育委員会定例会の閉会を宣言する。

次回教育委員会の予定

令和7年8月27日 午後4時00分から
神栖市役所5階 501会議室

神栖市教育委員会会議規則14条第2項の規定により署名する。

令和 **7** 年 **8** 月 **27** 日

会議録署名者

教育長 木之内 英一

委員 井上 剛